

元金融マンが教える

知らないと損をする
金融機関との付き合い方

平成21年10月14日

株式会社建設経営サービス
ファクタリング事業部 太田健爾

講演の概要

建設企業にとって金融機関との付き合いは、切っても切れません。

その金融機関は昨年来の世界金融危機の影響を受け、今大きな変革の時期を迎えています。

しかし、多くの建設企業は、この変化を的確に捉えられず、銀行側の取引姿勢の変化に戸惑っているのが現状です。取引姿勢の変化に適切に対応するためには、金融機関の動向を把握してポイントを押さえた対応が必要です。

本日の講演では、現在の金融機関の状況とその対応について、事例を交え分かりやすく解説いたします。

1. 時代が変わる、金融機関が変わる。

米国発「百年に一度」の金融危機の影響度は？

- ・ メガバンク、地銀、信金：「共通」の影響と個別の事情
- ・ 「お金に色は付いてない」「お金に国境はない」
- ・ 「状況は刻々と変化する」

重要なのは、「あなたの会社」への影響度

2. あなたの会社は、ココを見られている。

「金融庁検査マニュアル」（別添資料）より

<キーワード>

「債務者との意思疎通」

「キャッシュフロー重視」

「経営者の資質」

3. 企業格付けと「債務者区分」

(1) 企業格付け

定性的判断 << 定量的判断

(2) 債務者区分

正常先
要注意先 (要管理先)
破綻懸念先
実質破綻先
破綻先

4. 支店長・融資課長との付き合い方

「支店長との意思疎通」は重要

「スピード」

「メインバンク」

5. 銀行取引チェックリスト

6. 新たな資金調達手段の検討

「倒産しなくてもいい企業が、倒産していく」

「コミットメントライン」

「地域建設業経営強化融資制度」

「下請け資金繰り支援制度」

平成16年2月26日
金 融 庁

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕改訂の主な内容

I. 債務者との意思疎通

金融機関が、的確な金融仲介機能を発揮していくためには、その前提として金融機関自らが日頃の債務者との間の密度の高いコミュニケーションを通じて、債務者の経営実態の適切な把握などの確な債務者管理に努めていることが不可欠である。こうしたことから、検査に当たって、借り手企業に対する説明責任の履行状況（注）を検証するとともに、これに加え、金融機関の中小・零細企業に対する企業訪問・経営指導等の実施状況についても検証し、それらが良好であると認められる場合には、以下の取扱いを行うこととする。

（注）説明責任の履行状況の検証については、事務ガイドライン第1分冊1-6（与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能）に沿って行う。

1. 企業の成長性等について金融機関の評価を尊重

債務者区分の判断において、企業の技術力、販売力、経営者の資質等や、これらを踏まえた成長性を評価する場合に、企業訪問・経営指導等を通じて収集した情報に基づく当該金融機関の評価を尊重する。

2. 金融機関による中小企業の再生支援の実績を引当率に反映

要管理先の中小・零細企業のうち、金融機関が企業・事業再生支援を実施し、その実績、データが存在している債務者については、それ以外の債務者と区別してグルーピングし、引当率に格差を設けることを可能とする。

II. 擬似エクイティへの対応

資本的劣後ローンによるデット・デット・スワップ（DDS）

資本調達手段が限られている中小・零細企業においては、事業の基盤となっている資本的性格の資金が債務の形で調達されていることが多い（擬似エクイティ的融資）。このような状況を踏まえて、金融機関が、中小・零細企業向けの要留意先債権（要管理先への債権を含む）を、債務者の経営改善計画の一環として資本的劣後ローンに転換している場合には、債務者区分等の判断において、当該資本的劣後ローンを資本とみなすことができることとする。

Ⅲ. 小口・多数の債権の分散効果

1. 検査における「金額抽出基準」を引き上げ（現行 2000 万円→5000 万円）
金融検査マニュアルでは、資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好と認められる金融機関については、与信額が 2000 万円又は資本の部合計の 1%のいずれか小さい額未満の債務者については、自己査定の正確性の検証を省略することができるとされている。当該「金額抽出基準」について、現行の 2000 万円から 5000 万円に引き上げる（金融検査マニュアルの改訂）。
2. 中小事業者向けの小口定型ローンの取扱い
中小事業者向けの小口定型ローンについて、住宅ローンなどの個人向け定型ローンと同様、延滞状況等による簡易な基準により分類を行うことができることを明確化する（金融検査マニュアルの改訂）。

Ⅳ. 運用の改善

1. キャッシュフロー重視の明確化
中小・零細企業の債務者区分の判断においては、赤字や債務超過といった表面的な現象のみをもって判断することは適当ではなく、キャッシュフローを重視して検証する必要があることを明確化した。
2. 経営者の資質等に関する検証ポイントを追加
中小・零細企業の信用力や成長性を評価する場合の経営者の資質等に関する検証ポイントとして、過去の約定返済履歴等の取引実績、経営者の経営改善に対する取組み姿勢、財務諸表など計算書類の質の向上への取組み状況等を追加した。
3. 法律等に基づき承認された計画等の活用
中小・零細企業の技術力、販売力等の評価において、法律等に基づき技術力や販売力を勘案して承認された計画（例えば、中小企業経営革新支援法の「経営革新計画」）等を参考として活用する旨明記した。
4. 疎明資料の範囲の明確化
従来検証ポイントを確認するための疎明資料の範囲を限定的に捉えられていた面があったことから、金融機関が債務者管理や自己査定のために用いる資料等を含むことを明確化した。

V. 事例の大幅な拡充

上記改訂等を含め、検証ポイントの改訂に併せて、事例を追加・改正し、事例集を大幅に拡充した（16 事例→27 事例）。主な内容は以下のとおり。

1. 経営改善計画等の進捗状況が計画を下回る場合の取扱い

中小・零細企業の経営改善計画の進捗状況が計画を下回る（概ね8割に満たない）場合にも、進捗状況のみをもって機械的・画一的に判断するのではなく、計画を下回った要因について分析の上、キャッシュフローを含め今後の見通しを検討する事例を追加した。（事例 13、14）

2. 貸出条件緩和債権の取扱いについて

15年5月に貸出条件緩和債権の「事務ガイドライン」が改正されたこと等を踏まえ、中小・零細企業の貸出条件緩和債権の検証に当たって、当該債務者の信用リスクや基準金利を判断する際、あるいは卒業基準に該当するかどうかを検証する際の事例を追加した。（事例 18、22、23、24、25）

3. 代表者等からの借入金等の回収意思の確認は不要

中小・零細企業の代表者等からの借入金等については、原則として、当該企業の自己資本相当額に加味することができ、代表者等が借入金等の返済を当面要求しないことについての確認は、検証ポイントにおいて不要としたことから、当該改正に併せて事例を改正した。（事例 1）

4. 資本的劣後ローンによるデット・デット・スワップ（DDS）

経営改善計画の一環として、資本的劣後ローンへの転換（DDS）を実施した場合に、債務者区分等の判断において、当該資本的劣後ローンを資本とみなす事例を追加した。（事例 26）

5. 一時的な外部要因による赤字や債務超過時の判断

債務者が一時的な外部要因により赤字や債務超過に陥っている場合について、中小・零細企業の財務体質の特性を勘案し、表面的な事象ではなく、本業の業況やそのキャッシュフローなどをきめ細かく検証する事例を追加した。（事例 27）

VI. その他

金融検査マニュアル本体について、上記の「金額抽出基準」の引上げ等のための改正のほか、現行の会計ルール（DESの期末評価や繰延税金資産等）を反映させる等、所要の改正を行っている。

中小建設業者の苦境が続くなか、国土交通省が資金繰り対策として二〇〇八年十一月に創設した「地域建設業経営強化融資制度」の利用が増えている。二月末までの四月間で八百三件、融資額は三百億三千六百万円に達した。公共投資の縮小、受注競争の激化に信用収縮が加わり、倒産に至るケースも多い建設業者。同制度をテコに事業構造改革に踏み込めるかが将来を決める。

「本当に助かった」。横浜市のある建設会社は昨年、運転資金不足の恐れに頭を抱えていた。同市水道局発注工事で施

中小建設、国の融資制度利用増



建設業向けに開かれた「地域建設業経営強化融資制度」の活用状況。写真は、建設業者が融資を受ける様子。

「猶予期間」の事業改革焦点

工は完了していたが、入る建設経営サービス（東 後も利用したいと話。金までに三カ月ほどかか 京・中央に依頼すると、 国交省が資金繰り支援 の状況だった。目にした 査定を経て完成工事部分 の切り札として持ち出し のは市入札の罪にはり付 の八五%ほどの融資が三 たのがこの地域建設業経 けてあった融資制度の案 週間で実行された。 当強化融資制度だ。公共 内。「これはいいかもし 行政サービスでは手続 工事請負代金債権を担保 れない」。融資を執行す きが煩雑な場合も多いに金融機関から融資を受

が、「今回 けられるようにしたのが はスムーズ 特徴。企業の負担する金 な流れた。 利・手数料のうち一部を たこと。 国が助成する。事業協同 この建設会 組合や、建設経営サービ 社では別の スなど一定の民間事業者 工事でも新 が間に入って転貸融資を たな融資を 実行し、お金を回りやす 申し込んで くれたのだ。 おり、「今 今年に入って特に制度

提携や分野変更 必要

の利用が進んでいる。一 る」とみる。 は「いかに不況を乗り切 月末からの一カ月間で約 各地域の基幹産業であるか」。地方ゼネコンの 三百件、約百億円の融資 地方建設業者の疲弊は 社長ら三十人弱を前に、 が実行された。同制度設 倒産件数に如実に表れて 浜松市を中心に建設業を 計時から「融資を受ける いる。中堅、中小含め二 営むシン・メイキング ことで経営が苦しい企業 万を越す企業が加盟する (東京・千代田)の土屋 と判断される恐れがあ 全国建設業協会(東京・ 昭義社長は「景気は悪化 る」と風評を気にする声 中央)の会員企業倒産状 し、世の中は変化してい もあったが、制度への理 況調査では〇八年の倒産 る。つぶすくらい覚悟 解と利用が進んだことで 件数は前年比三四%増の で変革しなきゃダメだ」 警戒感も薄れてきたよう 五百八十件と、一九九五 と強く訴えた。 だ。 年の調査開始以来最多。 国交省の資金繰り支援 「十一月から月を追う なかでも資本金一千万 策は二二年三月末までの ごとに申し込み・利用が 五千万円未満が全体の七 時限措置だ。中小建設業 多くなっている」と建設 五%を占めた。「構造的 者はこの猶予期間に、同 経営サービス・ファクタ 不況で大変厳しい状況」 業との提携や事業分野の リンク事業部の福田敏弘 (東京商工リサーチ埼玉 変更など抜本的改革に踏 部長は話す。国交省建設 支店)だ。 み出さなければ、せつか 業課では「年度末には資 四日、東京駅近くで建 くの制度も単なる延命支 金需要が高まるため、こ 設業界向けビジネスセミ 援策に終わるだろう。 からも利用が増えるだ ナーが開催された。副題 (井上孝之)

「地域建設業経営強化融資制度」について

◎お問合せ先

(株)建設経営サービス
ファクタリング事業部

TEL 03-3545-8534
URL <http://www.kks-21.com>

【銀行取引チェックリスト】○×で答えてください

	質 問	回答
1	自社の取引銀行を全部言えますか？	
2	取引銀行の支店長にあったことがありますか？	
3	銀行が取引先の経営者に関心をもっていることを知っていますか？	
4	銀行担当者と会話したことがありますか？	
5	銀行担当者はどれくらいの頻度で来訪しているか知っていますか？	
6	「メインバンク」がありますか？	
7	取引銀行を訪問したことがありますか？	
8	自社の財務状況(B/S、P/L)を説明できますか？	
9	今期の業績(予想)について説明できますか？	
10	キャッシュフロー計算書を作成していますか？	
11	直近の試算表がすぐ提出できますか？	
12	「後継者」を銀行に説明していますか？	
13	新規に融資申し込みをした際、 融資実行までどのくらい日数がかかるか想定できますか？	
14	取引銀行の決算内容に関心がありますか？	
15	金融庁の「金融検査マニュアル」をみたことがありますか？	
16	世界経済が取引銀行にどんな影響をもたらすか関心がありますか？	
17	「BIS 基準」を知っていますか？	
18	地域金融機関の統合、合併の動きに関心を持っていますか？	
19	取引条件(金利等)の変動及び銀行間差異をチェックしていますか？	
20	銀行の取引姿勢に変化はありませんか？	
21	自社の銀行からの評価を、ある程度認識していますか？	
22	自社に最もふさわしい金融機関を選択していますか？	
23	イザというときに相談できる銀行がありますか？	
24	自社の借入(可能)余力がわかっていますか？	
25	銀行プロパー融資以外の融資制度等に関する知識がありますか？	